

2023年度版

2023年5月1日～2024年5月1日 補償開始用

倉庫業 総合賠償責任 保険制度

賠償責任保険 受託者特約
+
施設所有管理者特約
+
各特約・追加条項

保 険 期 間

2023年5月1日^{午後4時}～2024年5月1日^{午後4時}

募 集 締 切

2023年4月20日

中 途 加 入

毎月1日付けで加入可（締切日は前月20日）



2023年度より「充実補償プラン」を
新設しました

一般社団法人 日本倉庫協会

2023年度版

倉庫業 総合賠償責任 保険制度

賠償責任保険 受託者特約
+
施設所有管理者特約
+
各特約・追加条項

はじめに	01
1. 本制度の特色	02
2. 制度内容	04
(1) 加入対象者	
(2) 加入単位	
(3) 対象とする倉庫	
(4) 対象とする貨物	
(5) 追加被保険者	
3. 補償内容	05
(1) 保険期間	
(2) 賠償責任保険補償内容（基本補償、各特約共通）	
(3) 基本補償	
(4) 特約	
(5) 保険期間中保険金額と1事故支払限度額	
(6) お支払いする主な保険金の種類	
4. 保険料	10
(1) 保険料算出の基礎	
(2) 保険料計算方法	
(3) 保険料例	
(4) 保険料事故割増制度	
5. 保険料見積りおよび加入までの流れ	11
6. 加入事務手続き方法	12
(1) 使用する用紙	
(2) 加入依頼書送付先	
(3) 保険料支払方法	
(4) 締切	
7. 変更等の手続き方法	12
8. 事故対応時の流れ	13
(1) 事故が起こった場合の連絡先	
(2) 事故対応の流れ	
(3) 注意点	
9. 本保険のあらまし（契約概要のご説明）	15
10. ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと （注意喚起情報のご説明）	18

はじめに

賠償責任保険とは…

賠償責任保険とは、

- 偶然な事故によって、
- 他人の生命や身体を害したりまたはその財物に損害を与えたために、
- 法律上の賠償責任を負担することによって

被る損害を補償する保険です。
損害保険金には、賠償金、訴訟費用等があります。

受託者賠償責任保険とは…

賠償責任保険の中でも、特定の施設内で保管している他人から預かった物のための保険です。火災・盗難・取扱いの不注意などにより壊れたり、汚れたりしたために、預け主に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償する保険です。保険金は被保険者に支払われます。

倉庫業者の火災保険に加えて…

倉庫業法上の規定で、倉庫業者には火災保険の付保義務があります。
倉庫業者の方が加入する一般的な火災保険は、普通火災保険（倉庫物件用）という保険です。
具体的には、

- 倉庫建物・設備・什器等
- 寄託物

を目的とし、火災、落雷、破裂・爆発などの災害によって、対象物に損害が発生した際に、補償の対象となります。

※ご加入の火災保険により、補償する内容、補償しない内容（免責条項）は異なります。

普通火災保険（倉庫物件用）に加えて、この総合賠償責任保険にご加入いただくことにより、寄託物に対する補償が手厚くなります。

※火災保険＝火災、落雷、破裂・爆発等、保険に加入する際にお客さまが選択した内容について補償の対象になります。

※賠償責任保険＝法律上の賠償責任が発生した場合に補償の対象となります。火災保険のように限定列举の考え方ではありません。（賠償責任が発生しない放火、類焼等は対象外となります。）

	(参考) 火災保険(倉庫物件用)	受託者賠償責任保険
倉庫業法・約款上の付保義務	有※1	無
保険の補償対象とするもの	寄託貨物	寄託貨物の損害により被る法律上の賠償責任
法律上の賠償責任発生の必要性	無 (倉庫業者の過失の有無に関係無し)	有 (倉庫業者に過失があることが必要)
火災による事故	○	○ (放火、類焼等は対象外)
火災以外の事故 ※2	△ (火災保険では火災、落雷、破裂・爆発を補償します。 選択により風災・水災等も補償することが可能です。)	○
保険金の支払先	倉庫業者を通して寄託者	倉庫業者

※1 ただし、寄託者の反対の意志表示がある場合を除きます。

※2 保険の種類により、補償する内容、補償しない内容（免責条項）は異なります。詳細は損保ジャパンの約款・パンフレット等を参照してください。

1 本制度の特色

倉庫業総合賠償責任保険制度は、日本倉庫協会が会員事業者のために開発した保険制度です。倉庫業に関わる第三者賠償リスクを総合的に、かつスケールメリットを生かした保険料で補償できるよう設計されております。さらに倉庫業特有のリスクである誤出庫に起因する賠償責任とリコールに関わる費用を補償する特約をセットすることができます。

- 特色1 倉庫業者に関わる賠償リスクを**総合的に補償**します。
- 特色2 団体制度のため**低廉な保険料**※で加入できます。
- 特色3 会員事業者の**ニーズに応じて特約をセット**できます。
- 特色4 **誤出庫**による賠償責任や、**リコール**に関わる費用を補償します。
(特約③)
- 特色5 保険金額および1事故支払限度額を3,000万円にした、さらに保険料が低廉な「**少額補償プラン**」をご用意しております。

(加入の対象となる事業者は、資本金3億円以下かつ年間月末平均保管残高が10億円以下の事業者の皆さまとなります。)

※損保ジャパンの受託者賠償責任保険と比較しています。

本制度は、基本補償に加えて、会員事業者のニーズに応じて特約①～③を自由にセットすることが可能です。

基本補償①

保管中および入出庫に伴う運送中の寄託物の損害に対する補償です。

基本補償②

倉庫・設備・倉庫作業を原因とする第三者への賠償責任を補償します。

特約①

漏水損害補償特約

漏水による寄託物の損害を補償する特約です。

特約②

特殊作業危険補償特約 (請負特約・生産物特約)

寄託物に関わる請負業務中・作業終了後の第三者への賠償責任を補償します。

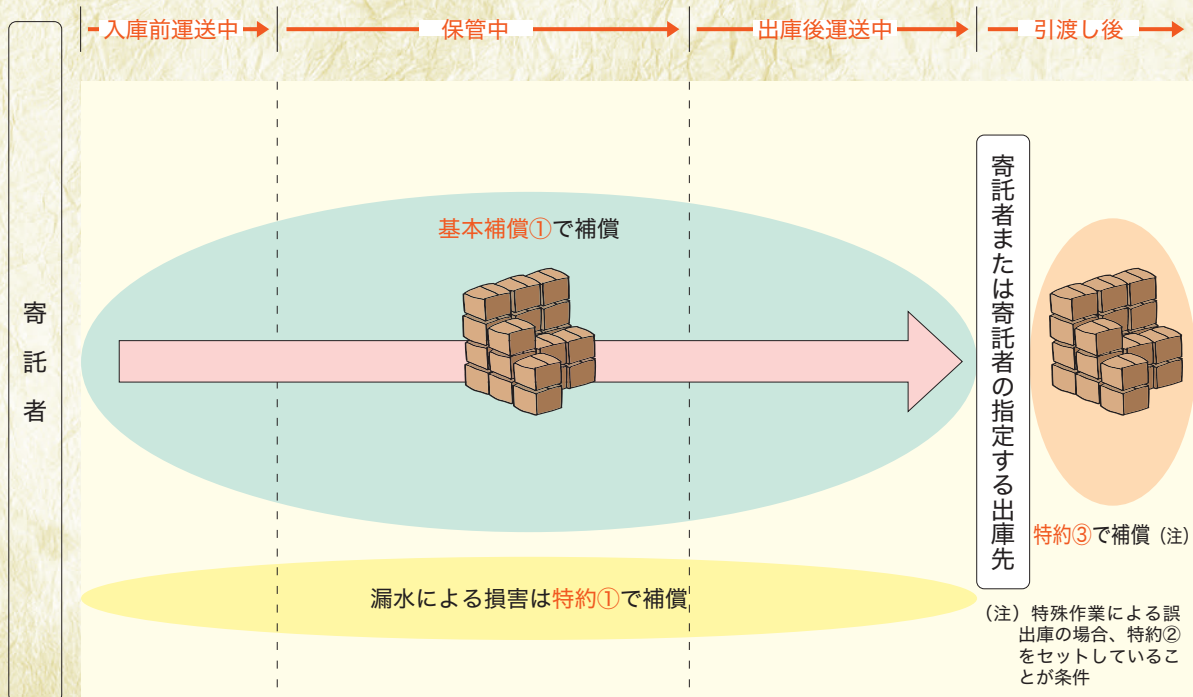
特約③

誤出庫危険+リコール費用補償特約 (誤出庫危険担保追加条項)

誤出庫に起因して、誤出庫物自体の損害や、第三者への賠償責任を補償します。またリコール費用を補償します。

補償内容は本パンフレットの「3.補償内容」をご参照ください。

寄託物への補償

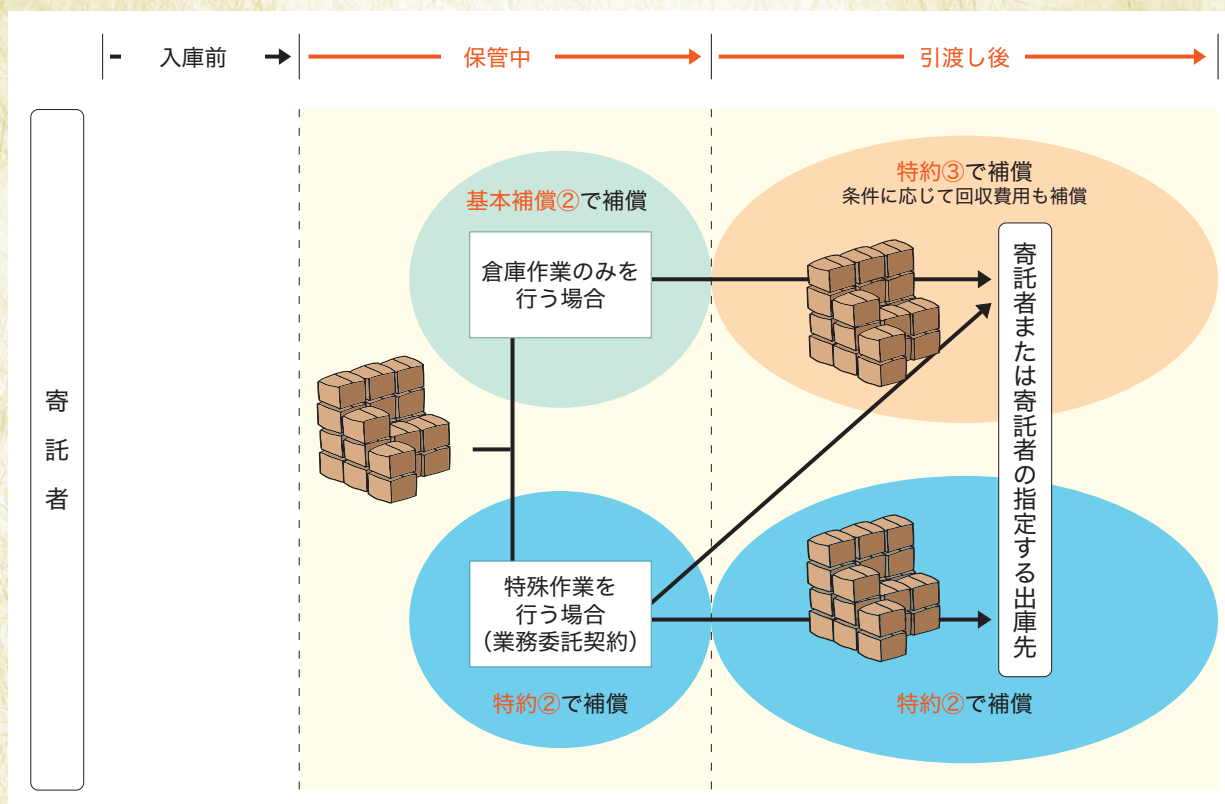


第三者の身体・財物 (寄託物以外) への補償

加入者が行う作業・事故発生場所により、補償する特約が異なります。

倉庫作業とは・・・入出庫作業の他、倉庫寄託契約に基づく寄託物に対する、検品、詰替え、荷札付け、値札貼り、ラベル貼り、梱包、見本採取の作業をいいます。

特殊作業とは・・・倉庫作業以外の業務委託契約等で請負う寄託物に対する請負業務で、加入依頼書に記入し損保ジャパンが承認した作業をいいます。(製造業は対象外です。)



2 制度内容

(1) 加入対象者

一般社団法人 日本倉庫協会の会員事業者

(会員事業者でない方、途中で会員事業者でなくなった方はご加入できません。)

(2) 加入単位

倉所単位以上で、会社、支店、支社、営業所単位でまとめて加入できます。

1倉所に2棟以上倉庫がある場合、1棟のみの加入等、一部の倉庫のみの加入はできません。

(注) 倉所とは、同一営業所の管理下にある、倉庫の所在する土地およびこれに連続した土地で、加入者(被保険者)によって占有されているものをいいます。この場合、道路、河川等が介在しても連続した土地とみなし、囲いの有無を問いません。

(3) 対象とする倉庫

倉庫業法上の1～3類倉庫、貯蔵槽倉庫、トランクルーム、野積倉庫

(主な用途が普通倉庫で一部冷蔵倉庫となっている倉庫は対象となります。)

(4) 対象とする貨物

補償対象とする倉庫に保管している全ての寄託物を対象とします。

ただし以下の寄託物は補償対象外となります。

- ① 倉庫業法上、寄託とみなされない貨物
- ② 有価証券・宝石貴金属・美術品等
(有価証券、貴金属、指輪、腕輪、宝石、真珠、宝飾品、絵画、刀剣、彫刻、古銭、切手 等)
- ③ 動物・植物等の生物
- ④ 鉄道車両、船舶(ヨット、ボート等も含みます。)
- ⑤ 航空機、人工衛星その他これらに類するもの
- ⑥ 土地、建物
- ⑦ 加入者が所有する貨物 など

(5) 追加被保険者

加入者以外の事業者を被保険者に追加することが可能です。

追加被保険者として加えれば、保険の対象者となりその事業者には求償しません。

なお追加被保険者となれるのは、被保険者の倉庫業務に関わる作業会社等です。

追加する被保険者数に応じて保険料に割増が必要となります。

追加被保険者数	割 増
1 ～ 5	3%
6 ～ 10	5%
11 ～ 20	10%

(注) 追加被保険者数が20社超の場合は代理店までご照会ください。個別に割増を決定します。

3 補償内容

(1) 保険期間

2023年5月1日午後4時から2024年5月1日午後4時まで

※中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は翌月1日から2024年5月1日午後4時までが保険期間になります。

(2) 賠償責任保険補償内容（基本補償、各特約共通）

本保険は、賠償責任保険であり、被保険者が、他人の生命や身体を害し、または他人の財物に損害を与えたことによって生じた法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(A) 保険の適用地域

日本国内で発生した事故を補償対象とします。

(B) 保険金をお支払いできない主な場合（基本補償・特約共通）

- 加入者、追加被保険者の故意による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する損害
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による損害 など

(3) 基本補償

基本補償は必ずご加入ください。基本補償は大きく二つに分かれます。

(A) 基本補償① 寄託物の補償 寄託物への補償 倉庫内 保管にかかわる運送中

営業倉庫内で保管中の寄託物に、火災・盗難・取扱い上の不注意により損害が発生し、寄託物について正当な権利を有する方に対する法律上の賠償責任を補償します。

なお現在、火災保険に加入している場合は火災による損害を補償せず、保険料を割引することが可能です。

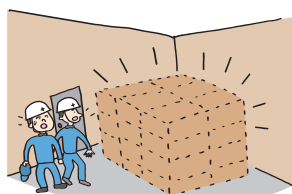
(イ) 補償対象とするもの

加入者が保管している寄託物

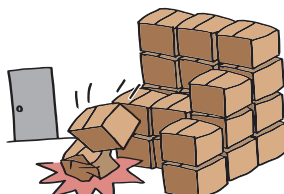
(ロ) 補償対象となる場所

日本国内の営業倉庫内で保管中（保管の目的で倉庫外で管理している間も含みます。）、入出庫に伴う運送中（被保険者の責任で行う運送にかぎります。）。

(ハ) このような事故の場合に補償します。（例）



保管中の寄託物が盗難にあってしまった。



倉庫内に積んであった寄託物が荷崩れを起こした。



入出庫に伴う運送中に寄託物が破損した。（被保険者の責任で行う運送にかぎります。）



フォークリフトでの荷卸し中、誤って寄託物を落下させ破損してしまった。



検品中に寄託物を誤って落とし破損してしまった。



荷卸しをしていたところ、積んであった寄託物が荷崩れをしてしまった。

(二) 保険金をお支払いできない主な場合

- 加入者・被保険者・追加被保険者またはそれらの使用人が行いまたは加担した盗取による賠償責任
- 寄託物の自然の消耗が原因で生じた賠償責任（虫食い、ねずみ食い、かびなどの損害を含みます。）
- 寄託物を返して30日以上経過してから発見された賠償責任
- 寄託物の紛失に起因する賠償責任
- 屋根、とい、扉、戸、窓、壁または通風筒等から入った雨・雪等による賠償責任
- 漏水による賠償責任（特約①で補償します） など

(B) 基本補償② 倉庫建物・設備・倉庫作業を原因とする第三者への補償 第三者の身体・財物への補償 倉庫内

所有・使用または管理している倉庫建物・設備や倉庫作業を原因とした第三者の身体・財物への法律上の賠償責任を補償します。

倉庫作業とは、寄託物に対する、検品・詰替え・荷札付け・値札貼り・ラベル貼り・梱包・見本採取の作業をいいます。

(イ) 補償対象とするもの

第三者の身体・財物（寄託物を除きます。）
（倉庫建物・設備や倉庫作業による法律上の賠償責任）

(ロ) 補償対象となる場所

日本国内の営業倉庫内および営業倉庫に付随した場所

(ハ) このような事故の場合に補償します。（例）（右イラスト参照）



荷役作業中に
第三者にケガをさせた。

(二) 保険金をお支払いできない主な場合

- 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）の所有、使用または管理によって生じた賠償責任
- 施設の新築、改築、修理、取り壊しその他の工事によって生じた賠償責任
- 製造・販売した商品、飲食品等によって生じた賠償責任
- 従業員が業務に従事中に被った身体障害による賠償責任
- サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。） など

(4) 特約

(A) 特約① 漏水損害補償特約（漏水担保追加条項） 寄託物への補償 倉庫内および運送中

営業倉庫内で保管中に、漏水により破損した寄託物を補償します。

(イ) 補償対象とするもの

加入者が保管している寄託物

(ロ) 補償対象となる場所

日本国内の営業倉庫内で保管中（保管の目的で倉庫外で管理している間も含みます。）、
入出庫に伴う運送中（被保険者が行う運送にかぎります。）。)

(B) 特約② 特殊作業危険補償特約（請負業者特約条項・生産物特約条項）

第三者の身体・財物への補償 倉庫内外

寄託物に関わる倉庫作業以外（業務委託契約等）の請負作業中や請負作業完了後の第三者への法律上の賠償責任を補償します。

特殊作業とは、倉庫作業以外の寄託物に対する請負業務で、加入依頼書に記入し損保ジャパンが承認した作業をいいます。（製造業は対象外です。）

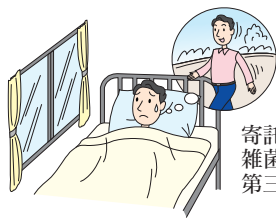
(イ) 補償対象とするもの

第三者の身体・財物（寄託物を除きます。）
（対象とする作業は加入者が行う請負作業（倉庫作業を除きます。）です。その請負作業中および作業完了後に被る法律上の賠償責任を対象とします。）

(ロ) 補償対象となる場所

日本国内（倉庫内外を問いません。）

(ハ) このような事故の場合に補償します。(例)



寄託物である食料品を加工中に雑菌が混ざったため、出荷後、第三者が食中毒を起こした。



寄託物である機械を設置しようとしたところ、第三者の建物にキズをつけた。
(※寄託物自体は対象外)

(ニ) 保険金をお支払いできない主な場合

- 加入者・追加被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害による賠償責任
- 屋根、とい、扉、戸、窓、壁または通風筒等から入った雨・雪等による賠償責任
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理によって生じた賠償責任
- 製品の回収、修理、検査、取替などに要した諸費用
- 海外で発生した事故によって生じた賠償責任
- 寄託物を加工作業中に、作業ミスにより寄託物が破損したことによる賠償責任 など

(C) 特約③ 誤出庫危険+リコール費用補償特約(誤出庫危険担保追加条項)

誤出庫物への補償 第三者の身体・財物への補償 リコール費用 倉庫外

誤出庫により寄託物の損壊が発生した場合、誤出庫物自体や第三者への身体・財物に関して法律上の賠償責任が発生した場合に補償する特約です。

また、保管していた寄託物を出庫後、他人の身体に損害が発生またはそのおそれが生じ、保険加入者に法律上の賠償責任が発生し、寄託物を回収する費用(リコール費用)等の損害を補償する特約です。

※特殊作業による誤出庫による事故を補償するには、特約③に加えて特約②をセットする必要があります。

(イ) 補償対象とするもの

- 誤出庫による誤出庫物自体
- 誤出庫に起因して発生する第三者の身体・財物
- 誤出庫等による回収費用 など

(ロ) 補償対象となる場所

日本国内

(ハ) このような事故の場合に補償します。(例)

- 工場へ材料Aを出庫するよう指示があったが、材料Bを誤って出庫してしまった。工場ではその材料Bを使用し製品を製造し、いくつかの販売店に出荷後、誤った製品が製造されることが判明し、法律上の賠償責任が発生した。(損壊が発生した誤出庫物自体、製造した製品に使用した他の材料、回収費用をお支払いします。)
- 上記例にて、製品を製造した工場ラインが損壊していた。(その修理費用・洗浄費用等をお支払いします。)
- A倉庫会社が、B社より製品を預かっていた。B社から、出庫指示があり、いくつかの販売店に出庫した。ところが出庫後、ラベルを貼り間違っていることが判明。製品自体に損害は発生していないが、身体に害を及ぼす可能性があるため、B社は新聞に社告を出し、回収を行った。(回収のために実際に要した輸送費用、廃棄費用、通信費用をお支払いします。) など



寄託物のラベルの貼り間違いにより、第三者がそれを食べたところ、アレルギーにより入院した。

(ニ) 保険金をお支払いできない主な場合

【誤出庫危険に関する事項】

- 寄託物のかし、目減り、原因不明の数量不足または寄託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する賠償責任

- 出庫に係る履行遅滞または履行不能に起因する賠償責任
- 寄託物の詐取に起因する損害賠償請求
- 被保険者の業務の対価（販売代金、手数料、報酬等名称の如何を問いません。）の見積もりまたは返還に起因する賠償責任
- 誤出庫の結果により寄託物が使用できなかったことに起因する賠償責任（得べかりし利益の喪失に起因する賠償責任を含みます。）
- 誤出庫の事実、誤出庫が生じた日時および誤出庫先が被保険者の書類により確認できない場合
- 被保険者が誤出庫の発生を認識した日（認識していたと合理的に推定される日を含みます。）から30日を経過した後に損保ジャパンに事故の通知がなされた場合 など

【回収費用に関する事項】

次に掲げる行為または事由によって生じた損害は補償の対象となりません。

- 脅迫行為または加害行為
- 寄託物の自然の消耗、磨耗、さび、かび、虫食い、むれ、腐敗、変質、変色その他類似の事由
- 保存期間または有効期間（消費期限その他名称のいかんを問いません。）を設定して引き渡された寄託物について、その期間経過後に生じた品質劣化等
- 誤出庫が原因の場合、誤出庫の事実、誤出庫が生じた日時および誤出庫先が被保険者の書類により確認できない場合
- 被保険者が誤出庫の発生を認識した日（認識していたと合理的に推定される日を含みます。）から30日を経過した後に損保ジャパンに事故の通知がなされた場合 など

(5) 保険期間中保険金額と1事故支払限度額

(A) 充実補償プラン

(イ) 保険期間中支払限度額

保険期間中支払限度額は1加入者あたり20億円を限度とします。(※1) (※2)

(ロ) 1事故支払限度額と自己負担額

		1 事故支払限度額	自己負担額
基本補償①②、特約①②		2 億円／3 億円 (注1) または保険期間中支払限度額の低い金額 どちらかを選択してください。	5万円
特約③	リコール費用補償以外の誤出庫に起因する損害	5,000万円 または保険期間中支払限度額の低い金額	100万円
	リコール費用補償	1 億円 または保険期間中支払限度額の低い金額	5万円
	リコール費用に適用する縮小てん補割合	90% (注2)	

(※1) 事故により保険金をお支払いした場合、保険期間中の支払限度額からお支払いした保険金の額を控除した残額を、その保険金を支払った時以降の保険期間に対する限度額とします。

(※2) 直近会計年度における年間月末平均保管残高が20億円に満たない場合は、年間月末平均保管残高以上で20億円までご希望する金額を設定することができます。単位は千円単位とします。年間月末平均保管残高未満での保険期間中支払限度額の設定はできません。

(注1) 対象とする倉庫が貯蔵槽倉庫の場合は、基本補償①の1事故支払限度額は5,000万円または保険金額の低い金額となります。

(注2) ただし寄託者等から求償された費用については縮小てん補割合100%で支払います。

(B) 標準補償プラン

(イ) 保険期間中支払限度額

保険期間中支払限度額は1加入者あたり20億円を限度とします。(※1) (※2)

(ロ) 1事故支払限度額と自己負担額

		1 事故支払限度額	自己負担額
基本補償①②、特約①②		1 億円 (注1) または保険期間中支払限度額の低い金額	5万円
特約③	リコール費用補償以外の誤出庫に起因する損害	5,000万円 または保険期間中支払限度額の低い金額	100万円
	リコール費用補償	1 億円 または保険期間中支払限度額の低い金額	5万円
	リコール費用に適用する縮小てん補割合	90% (注2)	

(※1) 事故により保険金をお支払いした場合、保険期間中の支払限度額からお支払いした保険金の額を控除した残額を、その保険金を支払った時以降の保険期間に対する限度額とします。

(※2) 直近会計年度における年間月末平均保管残高が20億円に満たない場合は、年間月末平均保管残高以上で20億円までご希望する金額を設定することができます。単位は千円単位とします。年間月末平均保管残高未満での保険期間中支払限度額の設定はできません。

(注1) 対象とする倉庫が貯蔵槽倉庫の場合は、基本補償①の1事故支払限度額は5,000万円または保険金額の低い金額となります。

(注2) ただし寄託者等から求償された費用については縮小てん補割合100%で支払います。

(C) 少額補償プラン

保険期間中支払限度額および1事故支払限度額を3,000万円にしたプランです。

(イ) 加入対象者

会員事業者のうち資本金3億円以下かつ年間月末平均保管残高が10億円以下の事業者

(ロ) 保険期間中支払限度額

3,000万円となります。(充実補償プラン・標準補償プランと異なり、年間月末平均保管残高には関係なく一律です。)

(ハ) 1事故支払限度額と自己負担額

		1 事故支払限度額	自己負担額
基本補償①②、特約①②		3,000万円 (注1)	5万円
特約③	リコール費用補償以外の誤出庫に起因する損害	1,500万円	100万円
	リコール費用補償	3,000万円	5万円
	リコール費用に適用する縮小てん補割合	90% (注2)	

(注1) 対象とする倉庫が貯蔵槽倉庫の場合は、基本補償①の1事故支払限度額は1,500万円です。

(注2) ただし寄託者等から求償された費用については縮小てん補割合100%で支払います。

(6) お支払いする主な保険金の種類

(A) 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

- 身体賠償の場合 治療費、休業損失、慰謝料など
- 財物賠償の場合 修理費もしくは再調達費※ など

※修理費・再調達費はその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

(B) 荷主に支払うべき損害賠償金

修理費もしくは再調達費(時価額を限度とします。)

(C) 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用

(D) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬(事前に損保ジャパンの承認が必要です。) など

4 保険料

(1) 保険料算出の基礎

(A) 充実補償プラン・(B) 標準補償プラン

- 直近会計年度における年間月末平均保管残高が20億円以下の会員事業者の方
直近会計年度における年間月末平均保管残高以上で、20億円を限度として希望される保険期間中支払限度額を設定してください。単位は千円単位とします。
- 直近会計年度における年間月末平均保管残高が20億円超の会員事業者の方
直近会計年度における年間月末平均保管残高となります。

(C) 少額補償プラン

年間月末平均保管残高となります。

(2) 保険料計算方法

保険料計算は専用の保険料計算ソフトで行います。代理店まで見積りを依頼してください。
※保険料払い込み方法は、保険期間1年の場合、一括払と2回分割払を選択することが可能です。

(3) 保険料例

保険料例は以下のとおりです。基本保険料に特約保険料を追加して保険料を算出します。

(A) 充実補償プラン (1事故支払限度額：2億円／3億円)

(保険期間一年間)

年間月末 平均保管 残高	基本補償保険料		特約① 漏水損害補償特約 追加保険料		特約② 特殊作業危険補償特約 追加保険料		特約③ 誤出庫・リコール費用補償特約 追加保険料	
	1事故支払限度額		1事故支払限度額		1事故支払限度額		1事故支払限度額	
	2億円	3億円	2億円	3億円	2億円	3億円	2億円	3億円
2億円	291,580円	339,730円	92,650円	107,780円	43,740円	67,950円	291,580円	339,730円
5億円	496,550円	578,470円	157,780円	183,530円	74,480円	115,690円	496,550円	578,470円
10億円	680,860円	793,160円	216,350円	251,640円	102,130円	158,630円	680,860円	793,160円
30億円	1,010,770円	1,177,730円	321,180円	373,650円	151,620円	235,550円	1,010,770円	1,177,730円
50億円	1,169,240円	1,362,100円	371,530円	432,140円	175,390円	272,420円	1,169,240円	1,362,100円

(B) 標準補償プラン (1事故支払限度額：1億円)

(保険期間一年間)

年間月末 平均保管残高	基本補償保険料	火災不担保 基本補償保険料	特約① 漏水損害補償特約 追加保険料	特約② 特殊作業 危険補償特約 追加保険料	特約③ 誤出庫危険+ リコール費用補償特約 追加保険料
5,000万円	65,330円	62,880円	20,810円	6,530円	65,330円
1億円	130,670円	125,760円	41,620円	13,070円	130,670円
2億円	224,680円	216,230円	71,560円	22,470円	224,680円
5億円	382,590円	368,210円	121,850円	38,260円	382,590円
10億円	524,510円	504,800円	167,050円	52,450円	524,510円
30億円	778,810円	749,540円	248,040円	77,880円	778,810円
50億円	900,670円	866,820円	286,850円	90,070円	900,670円

(C) 少額補償プラン (1事故支払限度額：3,000万円)

年間月末平均保管残高によって保険料は異なります。

(保険期間一年間)

年間月末 平均保管残高	基本補償保険料	火災不担保 基本補償保険料	特約① 漏水損害補償特約 追加保険料	特約② 特殊作業 危険補償特約 追加保険料	特約③ 誤出庫危険+ リコール費用補償特約 追加保険料
3,000万円	29,100円	28,010円	9,300円	2,910円	29,100円
5,000万円	48,500円	46,680円	15,490円	4,850円	48,500円
1億円	97,010円	93,350円	30,990円	9,700円	97,010円
2億円	166,800円	160,510円	53,280円	16,680円	166,800円

*最低保険料は10,000円です。

※保険料算出にあたり、平均保管残高確認資料を必ず確認させていただきます。原則、寄託契約書またはそれに代わる確認資料を代理店が確認します。
※火災不担保を選択した場合は、各種特約保険料が変わりますのでご注意ください。

(4) 保険料事故割増制度

事故が発生し、保険会社が保険金を支払った場合、次回更新時から割増保険料が適用される可能性があります。割増率は事故が発生した倉庫だけでなく、加入単位で適用されます。割増率は過去3年間の損害率によって決定し右表のとおりです。

$$\text{損害率} = \text{お支払いした保険金} \div \text{支払った保険料} \times 100$$

(保険始期年度の3年6か月前から7か月前の月末期間で計算します。なお加入期間が3年に満たない場合は本制度加入日から7か月前の月末期間となります。)

(例) 保険始期が2023年5月1日からとなる場合 2019年11月1日～2022年10月末日の期間にて計算します。

(注) 期間中の事故件数や支払保険額等により本制度に加入できない場合があります。該当する場合は代理店または損保ジャパンより連絡します。

保険料割増率	
損害率(%)	割増(%)
100未満	0
100以上 150未満	30
150以上 200未満	50
200以上 300未満	100
300以上 400未満	150
400以上 500未満	200

(注) 損害率が500%以上となる場合は個別に設定します。

5 保険料見積りおよび加入までの流れ

(1) 補償内容を選択してください。

- 基本補償内容をご確認ください。
- 特約をお選びください。

(2) 補償対象となる倉庫および追加被保険者を選択してください。

- 対象となる倉庫をご確認ください。
- 必要に応じて追加被保険者を選択してください。

(3) 保険料の見積りを依頼し、加入する保険料をご確認ください。

- 補償対象となる倉庫の年間月末平均保管残高をご確認ください。
- 代理店に見積りを依頼してください。その後、代理店より連絡がありますので内容の説明を受けてください。
- 見積りの保険料をご確認ください。

(4) 加入の可否を決定してください。

(5) 加入申込手続きをしてください。

- 加入申込は代理店にお申し出ください。
- 専用の加入依頼書を取扱代理店損保ジャパンパートナーズの担当支店まで提出してください。送付先が不明な場合は日本倉庫協会まで提出してください。
- 保険料を日本倉庫協会指定口座に振込んでください。
(締切日までに加入依頼書の提出および保険料着金がない場合、補償開始日は翌々月1日以降となりますのでご注意ください。)

<取扱代理店> 損保ジャパンパートナーズ株式会社

担当部署: 団体職域第四部

住 所: 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング16階

連 絡 先: 03-6837-8851

6 加入事務手続方法

(1) 使用する用紙

①新規・中途加入の場合

専用の倉庫業総合賠償責任保険制度加入依頼書と倉庫明細書を使用してください。

②継続して加入する場合

倉庫業総合賠償責任保険制度加入依頼書（継続加入用）と倉庫明細書（継続加入用）。

(2) 加入依頼書送付先

損保ジャパンパートナーズの担当支店まで提出してください。

送付先が不明な場合は日本倉庫協会まで送付してください。

一般社団法人 日本倉庫協会 〒135-8443 東京都江東区永代1丁目13番3号

(3) 保険料支払方法

締切日までに以下の日本倉庫協会の口座にお振込みください。

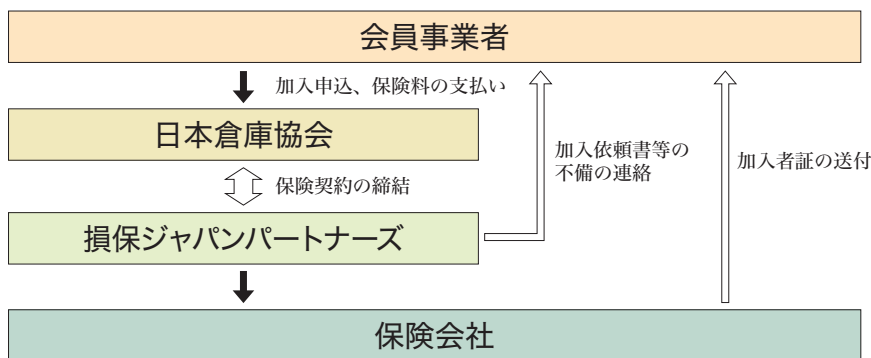
保険料振込先 みずほ銀行 深川支店 普通口座 1844613
一般社団法人日本倉庫協会 倉庫業賠償保険口
シャ) ニ ホンソウ コキョウカイ ソウ コギョウバイセキ ホ ケンクチ

(4) 締切

新規加入：2023年4月20日

中途加入：補償開始月の前月20日

加入事務手続きの流れ



7 変更等の手続方法

ご加入内容の変更（倉庫の増減、特約追加、追加被保険者変更、対象とする営業所・倉所・倉庫の変更）や脱退をご希望される場合は代理店までご連絡ください。異動加入依頼書を送付しますので記入・捺印のうえ、日本倉庫協会まで送付してください。

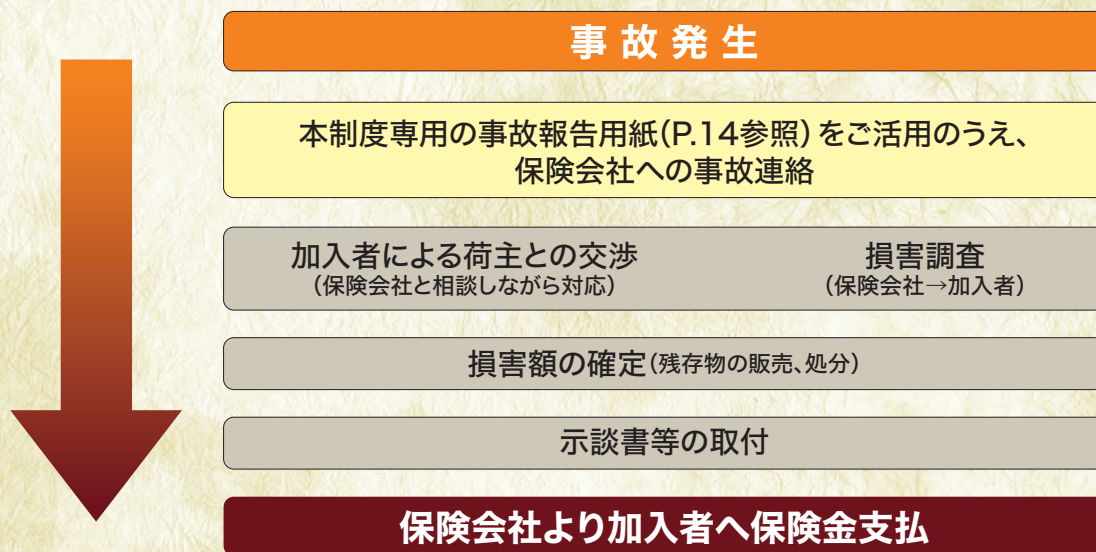
毎月20日までに代理店もしくは日本倉庫協会に送付した場合は翌月1日（20日を過ぎた場合は翌々月1日）から変更となります。

8 事故対応時の流れ

(1) 事故が起こった場合の連絡先

事故が発生した場合には、ただちに損保ジャパンまたは損保ジャパンパートナーズまでお知らせください。なお、事故の内容については損保ジャパンと日本倉庫協会にて共有します。

(2) 事故対応の流れ



(3) 注意点

本保険では、保険会社が被保険者（保険の対象となる加入事業者）に代わり示談交渉を行うことはできません。保険会社にご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉を行っていただくことになります。**なお、損保ジャパンまたは取扱代理店にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた（または支払う予定の）損害賠償金の全部または一部について保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前にご相談ください。**

万一事故にあわれたら

- 事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。
- 賠償責任を負う事故が発生した場合には損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。
本保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

夜間・休日の事故のご連絡は、事故サポートセンターまで

0120-727-110

受付時間：平日／午後5時～翌日午前9時 土曜・日曜・祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／24時間
※上記受付時間外は、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにご連絡ください。

倉庫業総合賠償責任保険制度事故報告用紙

損害保険ジャパン株式会社担当者 行き
(FAX:03-3344-5878)

報告日 年 月 日

事故について、次の通り報告いたします。また本件事故について、損害を受けた相手方の個人情報取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。

1. 一般社団法人日本倉庫協会および損保ジャパンパートナーズ株式会社ならびに損保ジャパンが、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得・利用すること。
2. 一般社団法人日本倉庫協会および損保ジャパンパートナーズ株式会社ならびに損保ジャパンが、上記1. の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、またこれらの者から受ける事があること。

今後の連絡希望先を確認のうえ、以下いずれかの□にチェックしてください。

会員名 (事業所名)	(ご担当者名:)		□
会員住所 (事業所住所)	〒 TEL () FAX ()		
事故が発生した 営業所名	(ご担当者名:)		□
事故が発生した 営業所住所	〒 TEL () FAX ()		
事故発生日	年 月 日 () / AM・PM : 頃		
営業倉庫入庫日	年 月 日 ()		
営業倉庫出庫日	年 月 日 ()		
被害品			
被害者名			
被害者住所	〒		
被害者からの 賠償請求内容 (現状で分かる内容)			
事故内容 事故原因			
他の保険契約 (ある場合)	(保険会社名) (保険種類)	(証券番号)	

【 本用紙に関するお問い合わせ先
損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部団体保険金サービス第一課
TEL:03-3349-5295 (お問い合わせ時間:土日祝日を除く9時から17時まで) 】

本制度の特色
制度内容
補償内容
保険料
加入までの流れ
保険料見積りおよび加入までの流れ
加入事務手続き方法
変更等の手続き方法
事故対応時の流れ
本保険のあらまし
ご加入に際して、特に注意いただきたいこと

■商品の仕組み：この保険は、賠償責任保険普通保険約款に受託者特約、施設所有管理者特約等をセットした保険です。

■保険契約者：一般社団法人日本倉庫協会

■保険期間：2023年5月1日午後4時から1年間となります。

※保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2024年5月1日午後4時までとなります。

■申込締切日：2023年4月20日 *中途加入の場合は、毎月20日締切

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料例は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：一般社団法人日本倉庫協会の会員事業者

●被保険者：一般社団法人日本倉庫協会の会員事業者等

●追加被保険者：一般社団法人日本倉庫協会の会員事業者の関連会社等（加入依頼書に記名したものにすぎません。）

●お支払方法：一般社団法人日本倉庫協会の指定する口座へ締切日までにお振込ください。

●お手続き方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の一般社団法人日本倉庫協会までご送付ください。

●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の一般社団法人日本倉庫協会までご連絡ください。ご加入内容の変更（倉庫の増減、特約追加、追加被保険者変更、対象とする営業所・倉庫の変更）や脱退をご希望される場合は代理店までご連絡ください。異動加入依頼書を送付しますので記入・捺印のうえ、一般社団法人日本倉庫協会まで送付してください。毎月20日までに代理店もしくは一般社団法人日本倉庫協会に送付した場合は翌月1日（20日を過ぎた場合は翌々月1日）から変更となります。団体のご加入単位が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

基本補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

保険期間（責任）開始前の事故（損害）によるものは、保険金をお支払いできません。

（1）基本補償に関する内容

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
基本補償①（受託者特約）	被保険者（保険の対象となる事業者）が管理する加入者証記載の受託物が次の各号のいずれかの間に損壊または盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（修理費、再調達に要する費用等*1）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など*2）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額を超過する金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 (1) 受託物が加入者証記載の保管施設内で管理されている間 (2) 受託物が加入者証記載の目的に従って前号の保管施設外で管理されている間 *1 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 *2 事前に損保ジャパンの承認が必要です。	直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③ 受託物の自然の消耗もしくは欠陥または受託物本来の性質またはねずみ食いもしくは虫食いなどに起因する賠償責任 ④ 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象によって生じた賠償責任 ⑥ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑦ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑧ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑨ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任 ⑩ 受託物の修理または加工上の過失または欠陥に起因する賠償責任 ⑪ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）など
基本補償②（施設所有管理者特約）	被保険者が所有、使用または管理する加入者証記載の施設もしくは設備または加入者証記載の業務遂行によって生じた偶然な事故（以下「事故」といいます。）により、他人の生命もしくは身体を害したまたはその財物を滅失、き損もしくは汚損した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等*1）および費用（応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など*2）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額を超過する金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *1 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 *2 事前に損保ジャパンの承認が必要です。	直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ③ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア、記名被保険者が所有する財物 イ、記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ、所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ④ 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象によって生じた賠償責任 ⑥ 航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法）いし律第185号）によって定めらるる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（自動車および原動力がもつばら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ⑦ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家庭用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任 ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊 ⑩ 石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ⑪ 専門職業人としての行為（医療行為、弁護士業務等）に係る賠償責任 ⑫ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑬ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）など

特約の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合) 続き

(2) 特約の補償内容

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特約① 補償特約 漏水損害	基本補償に加えて、被保険者が給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏洩または氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	基本補償②に同じ(ただし⑦を除きます)
業務中 (請負業者特約) 特約② 特殊作業危険補償特約	被保険者が次に掲げる事故により、他人の生命もしくは身体を害し、またはその財物を滅失、き損もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)を補償します。 ①特殊作業業務を遂行することによって生じた偶然な事故 ②被保険者が行った特殊作業業務の終了後(特殊作業業務の目的物の引き渡しを要するときは引き渡し後)において、その特殊作業業務の結果に起因して保険期間中に生じた偶然な事故	直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2) (注1) 仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 (注2) 被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ③被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ④戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥航空機または自動車の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因して生じた賠償責任 ⑦記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑧記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑨原子力に係る賠償責任 ⑩じんあいまたは騒音に係る賠償責任 ⑪専門職業人としての行為(建築士、設計士等の業務)に係る賠償責任 ⑫サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など
業務終了後 (生産物特約)		直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。) ③記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 ④被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 ⑤戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ⑥地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑧被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑨原子力に係る賠償責任 ⑩石綿損害に係る賠償責任 ⑪専門職業人としての行為(医療行為、弁護士業務等)に係る賠償責任 ⑫排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑬回収措置に要した費用 ⑭サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など

(2) 特約の補償内容 (続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特約③ 誤出庫危険・リコール費用補償特約	誤出庫危険担保追加条項 被保険者が次に掲げる法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ① 受託物の誤出庫に起因して受託物が滅失、き損もしくは汚損または紛失したことにより、受託物について正当な権利を有する者に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任 ② 誤出庫の結果に起因して生じた偶然な事故（以下「事故」といいます。）により、他人の生命もしくは身体を害し（以下「身体の障害」といいます。）、またはその財物を滅失、き損もしくは汚損した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任 【誤出庫の定義】 被保険者による次に掲げる行為をいいます。ただし、ハ、の特殊作業業務の結果については、特殊作業危険担保追加条項がセットされる場合にかぎり適用されるものとします。 イ、受託物の指定出庫先とは異なる者に、その受託物を引き渡したこと。 ロ、寄託者からの指定とは異なる受託物を指定出庫先に引き渡したこと。 ハ、寄託者からの指図とは異なる倉庫作業または特殊作業業務の結果を指定出庫先に引き渡したこと。	① 受託物のかし、目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する賠償責任 ② 出庫に係る履行遅滞に起因する賠償責任 ③ 受託物の詐取に起因する損害賠償請求 ④ 被保険者の使用人その他被保険者のために業務を行う者が、その事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任 ⑤ 被保険者の業務の対価（販売代金、手数料、報酬等名称の如何を問いません。）の見積りまたは返還に起因する賠償責任 ⑥ 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに起因する賠償責任 ⑦ 前号に掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他これらに類する業務または前号に掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断（コンピュータ等を使用して行う業務の停止および中断を含みます。）に起因する賠償責任 ⑧ 誤出庫の結果により受託物が使用できなかったことに起因する賠償責任（得べかりし利益の喪失に起因する賠償責任を含みます。） ⑨ 特殊作業業務の不具合に起因する受託物の損壊に起因する賠償責任 など
	次に掲げる場合において、その事故と同一の原因による他の事故の発生または拡大を防止するために、被保険者が回収費用を負担することによって被る損害（他人から回収可能な金額がある場合は、その金額を控除した額とします。）を補償します。 ① 被保険者が他人の身体の障害について法律上の賠償責任を負担することにより、損保ジャパンが普通約款ならびに生産物特約およびこれにセットする他の追加条項の規定に基づき損害賠償金をお支払いする場合 ② 誤出庫により、他人の身体の障害を発生させた、またはそのおそれが生じた場合。ただし、他人の身体の障害の発生またはそのおそれが、次に掲げる事由のいずれかにより客観的に明らかになった場合にかぎります。 イ、被保険者または指定出庫先による行政庁に対する届出または報告等（文書による届出または報告等にかぎります。） ロ、被保険者または指定出庫先が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告（回収受託物を使用または消費する者に対して、回収受託物が身体の障害を発生させ、またはそのおそれがあること、および回収措置の実施について周知させる効果があるもので、事前に損保ジャパンが認めたものにかぎります。） （回収費用の範囲） 「回収費用」とは、次の各号に掲げる費用（指定出庫先が支出し、被保険者に対して求償された費用を含みます。）をいいます。ただし、受託物の回収措置を実施するうえで、必要かつ有益であったものにかぎります。 ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便その他通信のための費用（通信に係る送付文書等の作成費および封筒代を含みます。） ③ 回収受託物か否かを確認するための費用 ④ 回収受託物の輸送費用 ⑤ 回収受託物の一時的な保管を目的として臨時に借用する施設の賃借費用 ⑥ 回収受託物の廃棄費用	回収費用には、次の各号に掲げる費用または損害等は含まれません。 ① 被保険者または被保険者以外の者が、他人の身体の障害またはその財物が滅失、き損もしくは汚損したことについて法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 ② 被保険者または被保険者以外の者が、回収受託物またはその他の財物の使用が阻害されたことに関して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 ③ 回収措置に係るかまたは拙劣等が認められた場合において、そのかまたは拙劣等が生じていなければ必要としなかった費用 ④ 正当な理由がなく、回収措置に要する必要最小限の費用を超えて要した費用 ⑤ 回収措置に関する特別の約定がある場合において、その約定によって回収措置に要する必要最小限の費用を超えて要した費用 ⑥ 回収受託物の修理または改修に要した費用 ⑦ 代替品等の製造原価 ⑧ 回収受託物と引き換えに返還される受託物の保管料および荷役料その他これに類する保険証券記載の業務遂行または特殊作業の遂行に係る対価 ⑨ 代替品等の輸送費用 ⑩ 罰金その他これに類する費用 など 直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる行為または事由によって生じた損害をてん補しません。 ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任 ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ③ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ④ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは沁らるる液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁もしくは通風筒等から入る雨または雪などによる受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑥ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦ 脅迫行為または加害行為 ⑧ 受託物の自然の消耗、磨耗、さび、かび、虫食い、むれ、腐敗、変質、変色その他類似の事由 ⑨ 保存期間または有効期間（消費期限その他名称のいかんを問いません。）を設定して引き渡された受託物について、その期間経過後に生じた品質劣化等 など

【告知義務（ご契約締結時における注意事項）】

1. 加入者または記名被保険者の方には、本制度に加入の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

■加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

■加入依頼書の以下の4項目

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①対象とする営業所・倉所・倉庫 | ②保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容 |
| ③特約②の対象とする業務 | ④倉庫種類 |

【通知義務（ご契約締結後における注意点）】

1. ご加入後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

2. 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■住所などを変更される場合

3. ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

【重大事由による解除】

保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払できない場合があります。

【事故発生時の義務】

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。加入者または被保険者が正当な理由なく以下の対応をしなかった場合、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください

- 〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- 〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- 〈3〉損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

【保険金請求】

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書、国からの支払命令書 など

- (注1) 事故の内容または損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

【保険金の支払い】

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

【先取特権】

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- 賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

【その他】

- ご契約を解除される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご連絡ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

■ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合

□ 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808＜通話料有料＞

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

一般社団法人日本倉庫協会

〒135-8443

東京都江東区永代1-13-3 倉庫会館内

ホームページアドレス <http://www.nissokyo.or.jp> (Q&Aはホームページを参照)

問い合わせ先

引 受 保 険 会 社 : 損害保険ジャパン株式会社
担 当 部 署 : 営業開発部第三課
住 所 : 東京都新宿区西新宿1-26-1
連 絡 先 : 03-3349-3820
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

取 扱 代 理 店 : 損保ジャパンパートナーズ株式会社
担 当 部 署 : 団体職域第四部
住 所 : 東京都新宿区西新宿6-24-1
西新宿三井ビルディング16階
連 絡 先 : 03-6837-8851
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)